

新型コロナウイルス感染症に関する情報提供（その27）

FAX3枚

令和2年8月19日

会員医療機関各位

（一社）熊本市医師会

新型コロナウイルス（COVID-19）感染症に関する情報提供等について

今般の新型コロナウイルス感染症について、状況や対応は日々更新されていますので、詳細につきましては、厚生労働省・日本医師会・県医師会・熊本県・市のホームページ等をご参照頂き、最新情報の入手にお努めください。

①医療従事者等（医療・介護・障がい）を対象とした慰労金及び支援金の支給に係るお知らせ
支援金・助成金につきましては、条件等がございますので、詳細は県ホームページにてご確認ください。

医療機関における感染拡大防止等支援事業（支援金）

申請期間 令和2年8月24日～令和3年2月28日（予定）

申請方法 詳細未定（現時点では、申請受付を開始されておりません。）

対象 以下の額を上限として実費を補助されます。

補助対象者	補助金の上限額
病院<保険医療機関に限る>	200万円+（5万円×病床数）
有床診療所（医科・歯科）<保険医療機関に限る>	200万円
無床診療所（医科・歯科）<保険医療機関に限る>	100万円
助産所	70万円

対象となる経費 ○新型コロナウイルス感染症に対応した感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する費用（賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料、医薬材料費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び貸借料、備品購入費）（従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う前に係る人件費は除く）

○令和2年（2020年）4月1日から令和3年（2021年）3月31日までにかかる費用

問合せ先 健康福祉部 医療政策課 電話：096-333-2205

詳細・提出書類等 熊本県ホームページ https://www.pref.kumamoto.jp/kiji_35137.html

新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労給付事業（慰労金）

申請期間 令和2年8月24日～令和3年2月28日（予定）

申請方法 詳細未定（現時点では、申請受付を開始されておりません。）

医療機関等が給付対象者から委任状を徴収し、取りまとめて代理申請。

対象者 医療機関等において、「患者（助産所においては妊産婦）との接触を伴い」かつ「継続して提供することが必要な業務」を行い、かつ、「令和2年（2020年）2月21日（金曜日）から令和2年（2020年）6月30日（火曜日）までの期間に通算して10日以上勤務した医療従事者及び職員」が対象となります。

※ただし、帰国者・接触者外来を設置する医療機関等の場合、同外来設置日が令和2年（2020年）2月21日以前の場合は、設置日が始期となります。具体的な給付対象者及び給付額については、[別紙1]をご参照ください。

問合せ先 熊本県新型コロナ慰労金支援金コールセンター（8月25日開設）

電話 096-213-0550

詳細・提出書類等 熊本県ホームページ https://www.pref.kumamoto.jp/kiji_35337.html

給付対象者	区分	交付額	備考
<p>ア <u>新型コロナウイルス感染症に対する医療提供に関し、県から役割を設定された重点医療機関、感染症指定医療機関、県が新型コロナウイルス感染症患者の入院受入れを割り当てた医療機関に勤務し、患者と接する医療従事者や職員</u></p>	<p>実際に新型コロナウイルス感染症患者に診療等を行った医療機関</p>	<p>1人当たり 20万円</p>	<p>ただし、当該医療機関において、実際に初めて新型コロナウイルス感染症患者に診療等を行った日以降に勤務していない医療従事者や職員に対しては、1人当たり10万円</p>
	<p>新型コロナウイルス感染症患者に診療等を行っていない医療機関</p>	<p>1人当たり 10万円</p>	<p>—</p>
<p>イ <u>新型コロナウイルス感染症に対する医療提供に関し、県から役割を設定された帰国者・接触者外来を設置する医療機関又は県若しくは保健所設置市から役割を設定された地域外来・検査センターで患者と接する医療従事者や職員</u></p>	<p>実際に新型コロナウイルス感染症患者（新型コロナウイルス感染症の疑い例を含む。）に診療等を行った医療機関等</p>	<p>1人当たり 20万円</p>	<p>ただし、当該医療機関等において実際に初めて新型コロナウイルス感染症患者（新型コロナウイルス感染症の疑い例を含む。）に診療等を行った日以降に勤務していない医療従事者や職員に対しては、1人当たり10万円</p>
	<p>新型コロナウイルス感染症患者（新型コロナウイルス感染症の疑い例を含む。）に診療等を行っていない医療機関等</p>	<p>1人当たり 10万円</p>	<p>—</p>
<p>ウ <u>新型コロナウイルス感染症に対する医療提供に関し、県又は熊本市から役割を設定された宿泊療養・自宅療養を行う場合の新型コロナウイルス感染症患者（無症状病原体保有者及び軽症患者を含む。以下「軽症者等」という。）に対するフォローアップ業務、受入施設での対応等で、軽症者等と接する医療従事者や職員（ただし、県からの依頼又は委託等により、当該業務に従事する者に限る。）</u></p>		<p>1人当たり 20万円</p>	<p>—</p>
<p>エ <u>県又は熊本市から新型コロナウイルス感染症患者への対応の役割を設定されていない医療機関（病院及び診療所（医科・歯科））又は助産所に勤務し、患者（助産所にあつては妊産婦）と接する医療従事者や職員</u></p>	<p>実際に新型コロナウイルス感染症患者に対して入院診療等を行った医療機関又は助産所</p>	<p>1人当たり 20万円</p>	<p>ただし、当該医療機関において、実際に初めて新型コロナウイルス感染症患者に対して入院診療等を行った日以降に勤務していない医療従事者や職員に対しては、1人当たり5万円</p>
	<p>新型コロナウイルス感染症患者に対して入院診療等を行っていない医療機関又は助産所</p>	<p>1人当たり 5万円</p>	<p>—</p>

※勤務する医療機関（病院及び診療所（医科・歯科））は、保険医療機関に限る。

※「10日以上勤務」とは、対象医療機関及び助産所において勤務した日が、令和2年（2020年）2月21日（県が役割を設定した機関にあつては、その設定日）から令和2年（2020年）6月30日までの間に延べ10日以上あること。

※年次有給休暇や育児休暇等、実質勤務していない場合は、勤務日として算入しない。

※慰労金の目的に照らし、「患者との接触を伴い」かつ「継続して提供することが必要な業務」に合致する状況下で働いている医療従事者や職員（派遣労働者の他、業務委託受託者の労働者として当該医療機関において働く従事者についても、同趣旨に合致する場合には対象に含まれる。）であること。

※慰労金の給付は、介護施設や障害施設等に勤務する者への慰労金を含め、1人につき1回に限る。

以下、その他支援等の情報と問合せ窓口

給 付

・持続化給付金

売上が前年同月比で50%以上減 創業直後の企業や事業収入を雑所得などとするフリーランス
法人：最大200万円、 個人事業主：最大100万円
経済産業省 中小企業 金融・給付金相談窓口 [Tel0570-783-183](tel:0570-783-183)

・熊本県事業継続支援金

持続化給付金の対象とならない中小企業等のうち、ひと月の売上が前年同月比で
30%～50%未満減少している事業者
熊本県商工政策課 事業継続支援金専用相談窓口 [Tel096-333-2828](tel:096-333-2828)

融 資

・実質無利子

個人事業主：売上高5%以上減少 小・中規模企業者：売上高20%以上減少
／日本政策金融公庫・商工組合中央金庫等・民間の金融機関

・低利融資、保証料補助

小・中規模企業者：売上高5～15%減少
低利融資／日本政策金融公庫・商工組合中央金庫等 保証料補助／民間の金融機関

貸 付

・セーフティネット貸付 個人事業主、小・中規模企業者 売上の減少幅に関係なく

【貸付期間】設備資金15年以内、運転資金8年以内／日本政策金融公庫

・スタートアップ・再生支援等資本制劣後ローン

個人事業主／日本政策金融公庫 小・中規模企業者／日本政策金融公庫・商工組合中央金庫等
日本政策金融公庫 [Tel0120-154-505](tel:0120-154-505) 9:00～19:00（土日祝除く）
または、商工組合中央金庫相談窓口 [Tel0120-542-711](tel:0120-542-711) ※平日・土日祝日 9:00～17:00
または、民間の金融機関

助 成

・雇用調整助成金（コロナ特例）

休業手当等の最大10割を助成、上限15,000円/日
（3/31以前は上限8,330円/日、上限33万円/月）
厚生労働省コールセンター [Tel0120-60-3999](tel:0120-60-3999)

・小学校休業等対応助成金

小学校休校等で労働者に有給の休暇を取得させた場合
上限15,000円/日（3/31以前は上限8,330円/日）で賃金相当額を助成
熊本労働局 新型コロナウイルス感染症の影響による特別相談窓口 [Tel096-352-3865](tel:096-352-3865)

猶 予

・国税・地方税・社会保険料の納付猶予・減免

売上が一定程度減少の場合、1年間、無担保かつ延滞税なしで猶予固定資産税は減免あり
（売上要件あり）
お住いの市役所・町村役場【熊本市は各区役所】

新型コロナウイルス感染症に関するご意見、ご質問等について

標記に関するご意見ご質問等、市医事務局まで [FAX \(096-366-3628\)](tel:096-366-3628) または、
電子メール (office@city.kumamoto.med.or.jp) にて、お寄せください。

熊本市医師会ホームページ（新型コロナウイルス感染症に関する情報提供）参照 <http://www.city.kumamoto.med.or.jp/2019corona/index.html>